

# 第2次土岐市再犯防止推進計画

---

令和7年9月  
土岐市

## はじめに



平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、本市では令和2年10月に「土岐市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に向けた取り組みを進めてまいりました。

全国の刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少している一方で、検挙者数に占める再犯者の割合は50%近くで高止まりしており、このことが全国的な課題となっています。

このような状況の中で、令和5年に国の第二次再犯防止推進計画が策定され、その中で市町村の役割として、保健医療・福祉サービスの着実な提供や、立ち直りを決意した人を受け入れる地域社会づくりなどが求められております。

本市におきましても令和7年9月で計画期間が終了することから、再犯防止の取り組みを更に推進していくために、「第2次土岐市再犯防止推進計画」を策定することといたしました。

再犯防止の取り組みは、地域全体で支え合い、寄り添う姿勢が重要です。仕事や居場所を失い、社会とのつながりが希薄になったことで再び犯罪に手を染めるような状況を未然に防ぐためには、行政、地域、そして市民の皆様一人ひとりの連携した取り組みが不可欠です。

市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年9月

土岐市長 加藤 淳司

# <目次>

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者・・・・・・ 2
- 5 他の計画との関係・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 犯罪情勢等について

- 1 岐阜県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率・・・・・・ 3
- 2 新受刑者数中の再入者数及び再入者率  
(現行時居住地が岐阜県の者)・・・・・・ 4
- 3 刑法犯認知(発生地主義)状況・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 第1次計画に基づく市の取組み・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 計画の基本方針 6

## 第4章 再犯防止推進の施策

- 1 保健医療・福祉サービスの利用の支援・・・・・・・・・・ 7
- 2 就労・住居の確保に向けた支援・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 学校等と連携した支援・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 関係機関の連携による息の長い支援・・・・・・・・・・ 11
- 5 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・ 13

## 第5章 計画の推進体制 15

## 資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

再犯防止に関する法律(平成28年12月14日外法第104号 一部抜粋)  
国の第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定 一部抜粋)  
第2期岐阜県再犯防止推進計画(令和6年3月 一部抜粋)

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下、「再犯防止推進法」という。）が制定されました。再犯防止推進法は、再犯防止等に関する施策の推進により、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的としています。

再犯防止推進法のもと、国は平成29年12月、岐阜県は平成31年3月、本市では令和2年9月にそれぞれ「再犯防止推進計画」を策定しました。

その結果、岐阜県内の再犯率は、徐々にではありますが減少傾向にあります。

本市では、再犯防止の取組みを一層推進するため、「第2次土岐市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりと、犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの市民の理解を促進するものです。

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日号外法律第104号)

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画です。

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日号外法律第104号)

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 3 計画期間

本計画は、令和7年10月から令和12年3月までを計画期間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者を指します。

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日号外法律第104号)

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

## 5 他の計画との関係

岐阜県が、国の第二次再犯防止推進計画（以下、「国計画」という。）を勘案して策定した第2期岐阜県再犯防止推進計画（以下、「県計画」という。）では、本計画と岐阜県の再犯防止推進計画は並列の関係にあるとしています。また、別途、市が策定する第4期土岐市地域福祉計画の第1章において、関連する計画として位置付けています。

## 第2章 犯罪情勢等について

### 1 岐阜県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率

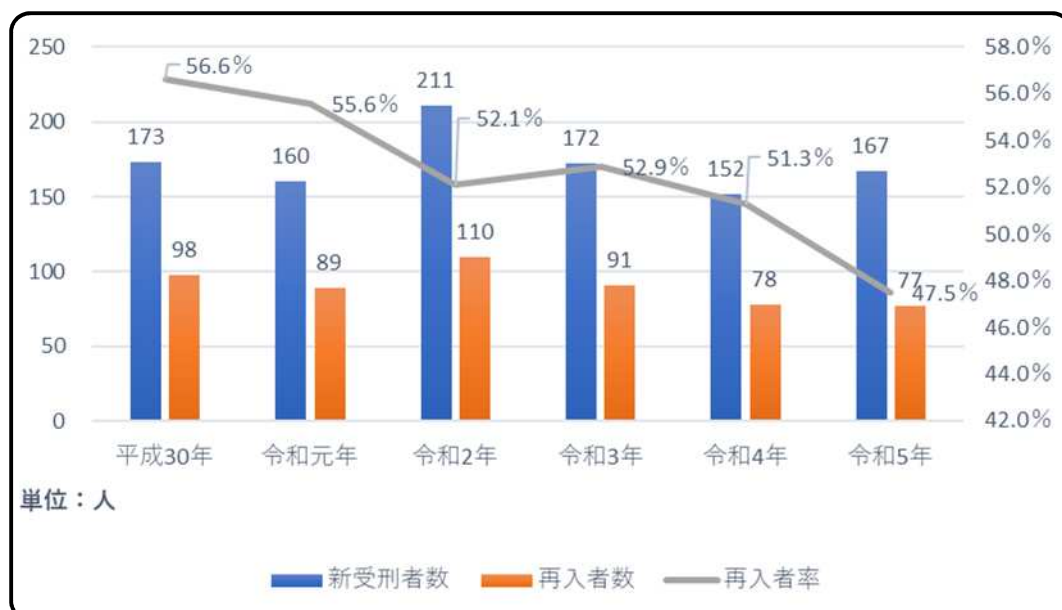


※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

～岐阜県再犯防止推進計画ほか より～

## 2 新受刑者中の再入者数及び再入者率 (犯行時居住地が岐阜県の者)



※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所する等した受刑者をいう。

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが二度以上の者をいう。

※「再入者率」は、新受刑者に占める再入者数の割合をいう。

～中部矯正管区 より～

## 3 刑法犯認知（発生地主義）状況



～岐阜県警察 犯罪統計より～

## 4 第1次計画に基づく市の取組み

### ● これまでの取組 ●

本市では、第1次土岐市再犯防止推進計画に基づき、関係機関との連携強化や再犯防止に関する啓発活動に取り組んできました。

土岐市再犯防止推進会議を設置し、保護司会をはじめとする関係機関との情報交換や具体的な事例によるケース会議を実施することで、情報共有や連携強化を図ってきました。その結果、保健医療や福祉サービスの利用に迅速に対応したなどの成果を挙げています。

また、広報誌において、各機関の取組みの紹介、薬物依存に関すること等の記事を定期的に掲載し、再犯防止に関する啓発事業を実施しました。

### ● 今後の課題 ●

再犯について、高齢者の再入者率が他の世代に比べて高く、また知的障がいのある受刑者の再犯に至るまでの期間が短い傾向にあることが明らかになっており、必要とされる福祉支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、それぞれが抱える課題に応じた支援が必要です。

そのため、より幅広い関係機関が一層連携することにより、個々の特性と主体性を尊重しながら、就労支援、住宅確保、保健医療、福祉サービスなどの利用に繋ぎ、また、地域社会で孤立することなく、生活の安定が図られるよう“息の長い”支援を実現していくことが必要です。

## 第3章 計画の基本方針

国計画や県計画などを勘案し、以下の項目を計画の基本方針とし、関係機関などと連携を図りながら取り組んでいきます。

### <基本方針>

- 1 保健医療・福祉サービスの利用の支援
- 2 就労・住居の確保に向けた支援
- 3 学校等と連携した支援
- 4 関係機関の連携による息の長い支援
- 5 広報・啓発活動の推進

なお、本計画の理念は、平成27（2015年）9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）とも関連するものであり、計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨も踏まえて取組みを進めます。

（主に関連するSDGsのゴール）



## 第4章 再犯防止推進の施策

### 基本方針1 保健医療・福祉サービスの利用の支援

#### ● 現状と課題 ●

国計画によると、高齢者の2年以内再入者率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっているとされています。

これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいるとされてきたことも踏まえ、高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを的確に把握し、市や各関係機関が連携する必要があります。

#### ● 具体的な取組 ●

##### ① 薬物依存に関する治療・支援

(担当：福祉課)

申請に基づき、薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・往診・デイケア・訪問看護・薬代等の医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。(自立支援医療(精神通院医療)制度(※1))

##### ② 総合的に相談できる体制の充実

(担当：福祉課、高齢介護課、こども家庭課、健康推進課)

介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスについて、市民が地域において、総合的に相談できる体制の充実を図ります。

##### ③ 成年後見制度の利用促進

(担当：高齢介護課、福祉課)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方が、介護福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度の利用の促進を図ります。

---

※1 自立支援医療(精神通院医療)制度・・・精神の疾患のため、通院による継続的な医療が必要な方の、医療費の自己負担分の一部を公費で負担し、医療費の負担を軽減する制度

---

## 基本方針2 就労・住居の確保に向けた支援

### ● 現状と課題 ●

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、保護観察終了時に無職である者の割合は全国で約25%、岐阜県内では30%を超えています。また、刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、全国で約16%、岐阜県内では3%から5%で推移しています。

このように無職のままや帰住先のないまま地域に戻る者が多く、またこれらの者の再犯率が高いことが判明しています。

そのため安定的な就労及び住居の確保に向けた相談、支援を行っていく必要があります。

### ● 具体的な取組 ●

#### ① 生活困窮者自立支援事業（※2）による支援（担当：福祉課）

生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

#### ② 保護司会と連携して行う就労支援（担当：人事課）

市と保護司会の間で、犯罪をした者等の就労支援に関する協定を平成26年6月に締結しました。

これにより、保護司会が推薦する支援対象者を6か月以内を原則に会計年度任用職員として雇用します。雇用期間を勤勉に終了した場合は、民間企業等への就労を支援するために、支援対象者の求めに応じて勤務状況を記した証明書を交付します。

#### ③ 就労を希望する障がい者に対する支援（担当：福祉課）

就労を希望する障がい者などが抱える課題に応じ、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト t（運営法人：社会福祉法人 陶技学園）や多治見公共職業安定所、東濃基幹相談支援センターと連携しながら、就業や生活面での支援を行います。

#### ④ 障がい者への就労支援（担当：福祉課）

就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援を通じ、障がい者の就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導及び助言などの支援を行います。

---

※2 生活困窮者自立支援事業・・・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することできなくなる恐れのある者に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

---

**⑤ 若年者の就労支援** (担当：産業振興課)

若年者に対しては、ジョブカフェ(※3)等の支援制度に繋ぐことで、年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談・職業紹介を行います。

**⑥ 協力雇用主(※4)の新規開拓** (担当：福祉課)

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設(※5)出所者などを雇用し、改善更生に協力するために、保護司会の働きかけによって、平成27年に東濃地区協力雇用主会が発足されました。

今後も、さらにこのような協力雇用主が増加していくよう、その意義などを周知することで新規開拓に努めます。

**⑦ 公営住宅での受け入れ等** (担当：生活環境課)

公営住宅の募集状況などについて、市広報紙「広報とき」や市ホームページなどを活用し情報提供に努めます。

**⑧ 生活困窮者住居確保給付金(※6)の活用** (担当：福祉課)

生活困窮者住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

**⑨ 住宅確保が難しい者に対する居住支援** (担当：生活環境課)

岐阜県居住支援協議会(※7)への参加を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい者に対する居住支援について研究を進めます。

---

※3 ジョブカフェ・・・都道府県が主体的に設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設です。岐阜県では、岐阜県総合人材チャレンジセンターがその役割を担っています。

※4 協力雇用主・・・犯罪をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人を雇用し又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主です。

※5 矯正施設・・・刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指します。

※6 生活困窮者住宅確保給付金・・・生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金です。

※7 岐阜県居住支援協議会・・・住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立しています。

---

## 基本方針3 学校等と連携した支援

### ● 現状と課題 ●

全国の入所受刑者の約34%は高等学校に進学していません。また、少年院入院者の約24%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、約57%は高等学校を中退しています。これらの者に対し、それぞれの生活環境や家庭環境を考慮しながら、円滑な復学や進学への支援を行う必要があります。

また、近年の生活環境の変化や社会情勢が不安定になる中、犯罪や薬物使用の低年齢化が社会問題となっています。そのため、健全な育成の支援、非行の未然防止を推進することにより、児童・生徒が安心して暮らせる環境を作る必要があります。

### ● 具体的な取組 ●

#### ① 児童・生徒の相談支援 (担当：学校教育課)

小・中学校の取組として、問題行動などを起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、岐阜保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー(※8)を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。また、様々な悩みを抱える児童・生徒及び保護者等に対して、スクールカウンセラー及び関係機関と連携し相談支援を行うことで、非行の未然防止に努めます。

#### ② 薬物乱用防止講座の実施 (担当：学校教育課)

小・中学校の校長で組織する校長会に保護司会との連携担当を置き、保護司会と連携して小・中学校における薬物乱用防止出前講座を実施し、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

#### ③ 青少年の健全育成の推進 (担当：学校教育課)

東濃西部少年センター(※9)指導員による声かけ活動を推進し、青少年の健全育成に努めます。また、青少年育成に係る各種団体の情報や交流の機会を提供し、様々な啓発活動や行事に互いに協力し合えるネットワークづくりを推進します。

---

※8 スクールソーシャルワーカー・・・いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

※9 東濃西部少年センター・・・青少年を対象に、街頭声掛け活動、少年相談、環境浄化、広報啓発等を通して青少年の非行防止に努めるとともに、より広く、より多くの青少年と触れ合い、励まし、健全な青少年の保護育成のための活動を推進している組織です。

---

## 基本方針4 関係機関の連携による息の長い支援

### ● 現状と課題 ●

犯罪や非行の背景にある事情や特性は、心身の状況、家庭環境、交友関係など様々です。

それぞれの事情や特性を考慮したきめ細かい支援は、より身近にある機関が果たす役割が重要です。福祉サービスなどの窓口となる市、地域において孤立することなく、安定した生活が送れるよう助言・支援にあたる保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会、矯正施設出所からの円滑な社会復帰を支援する岐阜県地域生活定着支援センター、岐阜県保護観察所、矯正施設等の機関、非行防止のための教育など、関係機関が連携を強化することで、犯罪から立ち直ろうとする者を支援していく必要があります。

また、犯罪をしたという自責の念から地域に戻っても生きづらさを感じ、福祉サービスや公的サービスを受けようとせず、再犯に至るケースも多くあります。関係機関は、助言や支援が途切れない体制を構築すると共に、犯罪から立ち直ろうとする者を受け入れる地域づくりを推進する必要があります。

### ● 具体的な取組 ●

#### ① 保護司会との連携強化

(担当：福祉課)

保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。保護司会が運営する土岐更生保護サポートセンターは、保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として、平成24年に市役所の施設内に設置されています。

このことにより、地域全体の更生保護への関心が高まり、地域住民が相談に訪れるようになったとともに、関係する機関との交流や情報交換の活発化が図られています。

こうした保護司会の活動に伴い、犯罪をした者等の社会復帰の支援や犯罪予防活動のための幅広い活動を行う土岐地区更生保護女性会(※10)、土岐地区ＢＢＳ会(※11)を立ち上げるなど、県内においても先進的な取組がなされているところです。

市は保護司会の活動が促進されるよう、人材確保のために保護司会が開催する保護司候補者情報連絡協議会において、保護司の適任者推薦に協力するとともに、さらなる連携強化を図ります。

---

※10 土岐地区更生保護女性会・・・更生保護に関する広報活動、地域の犯罪予防活動、犯罪をした者等の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。

※11 土岐地区ＢＢＳ会・・・ＢＢＳ(Big Brothers and Sisters Movement)は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体です。土岐市では、平成22年10月に高校生たちによる「土岐地区ＢＢＳ・Ｊｒ」が、平成25年3月には「土岐地区ＢＢＳ会」が結成されています。

---

## ② 公的機関等との連携強化

(担当：福祉課)

自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、岐阜保護観察所(※12)、中部矯正管区(※13)、岐阜県に所在する矯正施設、岐阜県地域生活定着支援センター(※14)といった公的機関等との連携強化を図ります。また、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、情報共有を行います。

## ③ 福祉関係機関との連携強化

(担当：福祉課、高齢介護課)

犯罪をした者等が保健医療・福祉サービスを受けることが必要な場合は、市内の地域包括支援センター、土岐市社会福祉協議会などの福祉関係機関へ繋がっていきます。

## ④ 学校との連携強化

(担当：学校教育課)

学校に在籍している保護観察対象者の立ち直りへの支援に関して、学校、保護司会、岐阜保護観察所等が連携を強化するため、その協力体制の構築に協力します。

## ⑤ 民間回復支援施設（ダルク）への繋ぎ

(担当：福祉課)

薬物依存症からの回復に向けての取組の中で、必要に応じて、民間回復支援施設（ダルク(※15)）へ繋ぐことで、継続的な支援を行います。

---

※12 岐阜保護観察所・・・犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予となった者に対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っています。

※13 中部矯正管区・・・法務省の地方支分部局として、管轄区域（富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県）にある刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所の適正な管理運営を図るため、指導監督調整等を実施している機関です。

※14 岐阜地域生活定着支援センター・・・福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した者などが、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

※15 ダルク・・・Drug（ドラッグ）Addiction（依存症、行動嗜癖）Rehabilitation（リハビリ）Center（施設）の文字の頭文字をとってDARC（ダルク）といいます。ダルクは「薬物依存症」という病気から回復して、社会復帰を目指すための民間のリハビリ施設です。特徴は創立者から現在のスタッフまで、ほぼ全員が薬物依存症の回復者で運営されていることです。

---

## 基本方針5 広報・啓発活動の推進

### ● 現状と課題 ●

犯罪をした者等の社会復帰には、社会において孤立することのないよう、地域の協力も必要となります。広報・啓発活動等、第1次計画に基づき行ってきました取組について、引き続き保護司会をはじめとする関係機関との連携した取組が必要となります。

### ● 具体的な取組 ●

#### ①「社会を明るくする運動（※16）」強調月間等における啓発活動の推進

（担当：福祉課）

本市では、平成18年度から、「社会を明るくする運動」の強調月間である7月の月上旬に保護司会が中心となって、街頭啓発活動を行っており、市内中学校の協力により、一日中学生保護司として生徒が自ら街頭啓発を行い、運動への理解を深めています。

また、保護司会では、平成7年度から市内小・中学生を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施し、夏休みの課題として昨年度は500点を超える応募数となっています。

今後も、「社会を明るくする運動」について、市民へ広く周知していきます。

#### ② 保護司会、土岐地区更生保護女性会、土岐地区BBS会等の活動の周知

（担当：福祉課）

市広報紙「広報とき」や市ホームページなどで、保護司会、土岐地区更生保護女性会、土岐地区BBS会等の更生保護ボランティアの活動について広く周知し、市民の理解の促進に努めます。

#### ③ 行政や専門機関等による相談事業の周知等

（担当：福祉課、高齢介護課）

行政や専門機関等による相談事業などの周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、保護司会が取り組んでいる「ひまわり相談室」をはじめ、民生委員・児童委員等、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対応する関係機関の周知し、市民の理解の促進に努めます。

---

※16 社会を明るくする運動・・・犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

---

**④ 児童・生徒に関する相談窓口の周知** **(担当：福祉課、学校教育課)**

非行・犯罪問題の専門機関である少年鑑別所(※17)の専門性を生かし、非行や問題行動の相談を受け、心理検査等の援助を行い、関係機関からの依頼を受けて、相談や講演等に応じる「ぎふ法務少年支援センター(岐阜少年鑑別所)」の周知を図ります。

非行・虐待等の少年に関する相談、不良行為少年・非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「東濃地区少年サポートセンター(多治見警察署内)(※18)」の周知を図ります。

**⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発** **(担当：福祉課、健康推進課)**

規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を推進します。

**⑥ 刑を終えて出所した人に関する人権の啓発** **(担当：福祉課、市民活動課)**

刑を終えて出所した人やその家族に対しての根強い偏見や差別をなくし、地域社会の一員として社会生活を送れるよう保護司等と協力し、広報・啓発活動を推進します。

**⑦ 刑務作業等への支援** **(担当：福祉課)**

受刑者の社会貢献意識の高揚に繋げるため、矯正施設等が行う刑務作業製品の販売等への支援を検討します。

---

※17 少年鑑別所・・・少年鑑別所…家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

※18 東濃地区少年サポートセンター・・・少年問題に関する専門組織であり、多治見警察署に設置しています。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関などとの情報交換や意見交換などを行っています。

---

## 第5章 計画の推進体制

本計画を推進するため、「土岐市再犯防止推進連絡会」を設置します。この連絡会では、岐阜保護観察所、中部矯正管区の技術的指導を受けながら、直面する課題や今後の取組の方向性等について検討します。

また、支援が必要なケースが実際に発生した際には、そのケースに応じて関係する支援機関等を集めたケース会議を別途実施します。

**構成メンバー**：福祉課（事務局） 高齢介護課 こども家庭課 保険年金課

健康推進課 生活環境課 産業振興課 市民活動課

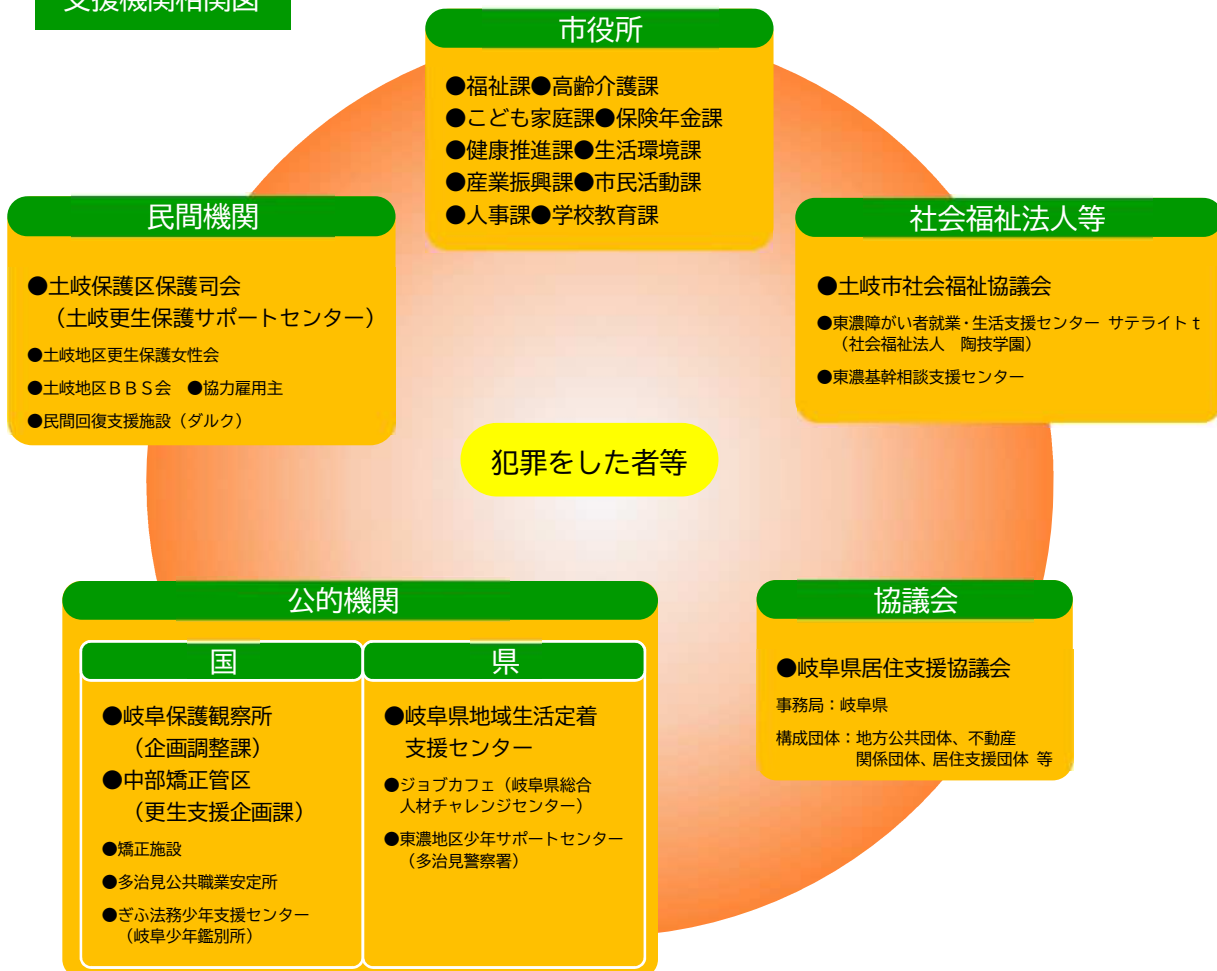
人事課 学校教育課

土岐市社会福祉協議会 土岐保護区保護司会

岐阜保護観察所 中部矯正管区 岐阜県地域生活定着支援センター

なお、今後の社会情勢の変化等に応じ、構成メンバーを変更、追加していきます。

### 支援機関相関図



## 資 料

### 再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年 12 月 14 日号外法律第 104 号)

#### (基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

## 国の第二次再犯防止推進計画（令和５年３月１７日閣議決定）

### （５つの基本方針）

- ① 犯罪をした者等が、多様化に進む社会において、孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者が、その特性に応じ、刑事司法手続きのあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### （７つの重点課題）

- ① 就労・居住の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

## 第2期岐阜県再犯防止推進計画（令和6年3月）

### （第3章 基本方針）

「犯罪をした者等が、あらゆる段階において切れ目なく必要な支援を受け入れられるとともに、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止する。」

犯罪をした者等の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がすくなくありません。

そのような者の再犯を防止するためには、本人の強い意志と努力のみならず、行政や更生保護関係者、福祉関係者、様々な相談支援機関・団体が連携し、仕事や住居の確保支援、必要な保健医療・福祉サービスの利用支援、学び直し支援などが求められます。

また、犯罪をした者等が社会復帰することで、例えば、安定した収入を得ることが可能になれば、被害者への賠償義務の履行が可能となるなど、被害者支援の実現にもつながっていきます。

そのため、第2期計画では、第1期計画の基本方針・施策体系を踏襲しつつ、国の第二次再犯防止推進計画が示す5つの基本方針及び7つの重点分野を勘案した施策を実施することにより、矯正施設出所者のみならず、刑事司法手続きの入口段階である被疑者・被告人や保護観察修了者も含め、あらゆる段階において切れ目のない“息の長い”支援を推進します。

こうした支援を県民の理解と協力のもと、様々な関係機関が連携を図りながら行うことで、犯罪をした者等が社会的に孤立することなく、地域社会の一員として復帰することにより犯罪を防止し、もって県民が犯罪の被害を受けることなく安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。